

## 境港市障害福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画の策定及び推進に関し、広く市民の意見を反映させるため、境港市障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、境港市における障害者計画及び障害福祉計画の策定及び推進について、市長に意見を述べるとともに必要な助言を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 障害者福祉団体の役員

(2) 障害福祉サービス事業者

(3) 障害者計画及び障害福祉計画の策定について、学識経験を有する者

(4) 市民からの公募により選出された者

3 前項の規定により委嘱された委員に欠員が生じた場合は、市長は速やかにその後任の委員を委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、委員の互選により、副会長は、会長の指名によりこれを定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長が必要と認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。